

消費税増税により

8% → 10%

上下水道料金が変わります

消費税法の改正に伴い、10月1日から水道料金・下水道使用料及び水道加入金の消費税率が8%から10%に変わりました。

ただし、9月30日以前から引き続き上下水道を使用している場合は、経過（特例）措置により、12月使用分（翌年2月請求分）から新消費税率に基づき請求します。10月1日以降に新規で水道に加入し、使用を開始した場合は、10月請求分から新消費税率に基づき請求します。

①水道料金 ※1カ月あたり

口径別基本料金 ※5㎡までの水量含む		現行税率 (8%)	新税率 (10%)
13mm	1,267円	1,368.36円	1,393.70円
20mm	1,610円	1,738.80円	1,771.00円
25mm	5,391円	5,822.28円	5,930.10円
30mm	7,991円	8,630.28円	8,790.10円
40mm	13,810円	14,914.80円	15,191.00円
50mm	22,381円	24,171.48円	24,619.10円
75mm	49,429円	53,383.32円	54,371.90円
100mm	92,858円	100,286.64円	102,143.80円
従量料金 ※6㎡超、1㎡につき		現行税率 (8%)	新税率 (10%)
全口径一律	169円	182.52円	185.90円

②下水道使用料 ※1カ月あたり

基本料金		現行税率 (8%)	新税率 (10%)
10㎡まで	2,700円	2,916円	2,970円
超過料金		現行税率 (8%)	新税率 (10%)
11㎡～60㎡	120円	129円	132円
61㎡以上	180円	194円	198円

③水道加入金

メーター口径による 加入金の額		現行税率 (8%)	新税率 (10%)
13mm	100,000円	108,000円	110,000円
20mm	240,000円	259,200円	264,000円
25mm	360,000円	388,800円	396,000円
30mm	540,000円	583,200円	594,000円
40mm	940,000円	1,015,200円	1,034,000円
50mm	1,480,000円	1,598,400円	1,628,000円
75mm	3,320,000円	3,585,600円	3,652,000円
100mm	5,900,000円	6,372,000円	6,490,000円

■実際の請求額はどうなるの？

【計算例】一般的な家庭の例
1カ月口径13mmで20㎡使用した場合

①水道料金請求額

1,267円（基本料金） + 15㎡ × 169円（従量料金） = 3,802円
3,802円 + 380円（新消費税率10%での消費税額） = 4,182円
※円未満切捨
※基本料金の5㎡までの水量を含む

②下水道使用料請求額

2,700円（基本料金） + 10㎡ × 120円（超過料金） = 3,900円
3,900円 + 390円（新消費税率10%での消費税額） = 4,290円
※基本料金の10㎡までの水量を含む

上下水道合計請求額 = 8,472円

請求額は「水道使用量等のお知らせ票」を確認してください。
柏原・氷上・青垣地域は偶数月、春日・山南・市島地域は奇数月に検針します。



☎ 上下水道お客様センター（水道部内）

☎ 72 - 0600

